

**ふじのくにフロンティア推進エリア
申請の手引**

— 第1版 —

令和元年 5 月

静 岡 県

目 次

●ふじのくにフロンティア推進エリア設置要綱

第1条（趣旨）	1
第2条（定義）	1
第3条（推進エリアの認定）	4
第4条（新拠点区域の設定）	4
第5条（支援の特例）	4
別表（第5条関係）	4

●ふじのくにフロンティア推進エリア認定要綱

第1条（趣旨）	6
第2条（認定要件）	6
第3条（認定申請）	6
第4条（認定の審査等）	6
第5条（市町の申請による変更・解除）	6
第6条（変更・解除の審査等）	7
第7条（市町の申請によらない変更・解除）	7
別表（第2条関係）	8

●その他（Q & A）

.....	10
-------	----

●ふじのくにフロンティア推進エリア設置要綱

(趣旨)

第1条 防災・減災と地域成長の両立を目指す“ふじのくに”のフロンティアを拓く取組の第2期計画の展開として、今後の人口減少を見据え、推進区域や中心市街地等と新たに整備する産業・文化等の拠点を計画的に連携・補完させることにより持続的成長を可能とする面としての圏域づくりの先導的モデルを構築するため、ふじのくにフロンティア推進エリア（以下「推進エリア」という。）を設置する。

【背景】

- 防災・減災と地域成長の両立を目指す“ふじのくに”のフロンティアを拓く取組の第1期計画の推進により、様々な都市機能を持つ拠点としての推進区域の整備が着実に進んでおり、県内には、新たな工業団地や農業・観光施設、生活と自然が調和した住宅地等が多く創出された。
- 今後の人口減少や革新的技術の進展を見据え、誰もが豊かな暮らしを実感できる県土を実現していくためには、推進区域等の拠点間の連携を強化し、各々の機能の相乗効果を高める広域的な取組へ展開していく必要がある。
- 広域的な圏域づくりの先導的モデルを構築するため、「推進エリア」の形成に取り組んでいく。

(定義)

第2条 推進エリア^①とは、革新的技術等を活用^②して都市的サービス^③を提供する拠点間相互の連携・補完^④を図ることにより、地域課題^⑤の解決を図る圏域であって、市町の申請に基づき“ふじのくに”のフロンティアを拓く取組全体構想の実現に必要と県が判断し認定する圏域をいう。

2 ふじのくにフロンティア新拠点区域（以下「新拠点区域^⑥」という。）とは、推進エリア形成にあたって、既存の拠点^⑦と連携・補完し合い新たな都市的機能の集積を図る（既存の拠点の拡充を含む。）ための整備を行う拠点とし、字、地番や境界線となる道路等で区切られた一団の連続した範囲とする。

① 推進エリア

- 第2期計画では、「防災・減災」・「地域成長」の両立を目指すフロンティアの基本理念に基づき、多彩なライフスタイルを選択できる環境を創出する魅力ある圏域づくりに向けた「推進エリア」の形成を進める。
- 本取組は、地域が共に発展していく「共生」を基本に、地域が有する異なる個性や価値の融合によって新しい価値を生み出していくものである。このため、推進エリアの範囲はより広域的であることが望ましいが、単独市町によるエリア形成でも設定が可能である。
- なお、推進エリアの設定にあたっては、必ずしも拠点の新たな整備が必要となるものではなく、ネットワーク形成等による拠点間の相互補完等の事業でも設定可能である。

② 革新的技術等を活用

- 地域課題の解決手法として、革新的技術等の活用やその導入を見据えた取組が有効であることから、それらを活用するものとする。
- 活用する革新的技術等は、推進エリアの取組内容により異なるが、以下のような技術が考えられる。

■革新的技術等の例

- ✓ 自動運転やMaaS等による次世代モビリティ・システム
- ✓ ドローンを用いた物流配送システム
- ✓ AI等を活用したスマート農林水産業
- ✓ AI等を用いたエネルギーマネジメントや地産池消エネルギーシステム
- ✓ 高度な多言語案内やVR等による地域の魅力発信
- ✓ ビッグデータを活用した次世代ヘルスケアシステム
- ✓ IoTを活用した地域交通のナビゲーションシステム
- ✓ ICTを活用したサテライトオフィス 等

③ 都市的サービス

- 都市的サービスとは、医療・福祉、教育・文化、行政サービスなどの生活における基礎的サービスのほか、就業・消費機会の提供などをいう。

④ 拠点間相互の連携・補完

- 整備が進む高規格幹線道路や情報通信技術などを活用し、拠点相互の連携・つながりの強化や、相互の機能を補い合うことで、既存の拠点等と新たな拠点等の一体的な機能が発現され、拠点同士の相乗効果が生み出されることをいう。

⑤ 地域課題

- 推進エリア形成にあたり、その地域の目指す姿に向けて地域課題を分析し、解決方策を示す必要がある。解決方策の分野は以下のような項目が考えられる。

■分野の例

- ✓ 安全・安心
- ✓ ゆとりある居住空間
- ✓ 美しい景観
- ✓ 地域経済の活性化
- ✓ 暮らしやすいまち（モビリティの向上等）
- ✓ 文化・歴史を活かした個性あるまち 等

⑥ 新拠点区域

- 拠点整備として既存の推進区域や既存拠点の機能強化等を行う場合において、それらを新拠点区域に設定することができる。

⑦ 既存の拠点

- 本取組は、第1期計画におけるフロンティア推進区域を拠点と位置付け、広域的な圏域づくりを展開していくものであるため、推進エリアには既存のフロンティア推進区域を含むことが望ましい。中心市街地をはじめとする既存の拠点同士を結んだ推進エリアを形成する場合も考えられるため、既存の推進区域を推進エリアへ位置づけすることを条件とするものではない。（なお、従前のような単独の推進区域の追加指定は行わない。）

(推進エリアの認定^⑧)

第3条 知事は、推進エリアを認定する。

2 推進エリアの認定に関し必要な事項は、別に定める。

⑧ 推進エリアの認定

- ふじのくにフロンティア推進エリア認定要綱第4条の規定により、「“ふじのくに”のフロンティアを拓く推進会議評価部会」において審査し、推進エリアを認定する。また、認定された推進エリアを公表する。

(新拠点区域の設定^⑨)

第4条 市町は、推進エリア内に新拠点区域を設けることができる。

⑨ 新拠点区域の設定（追加）

- 推進エリアへの認定後、新たな拠点の追加が必要となった場合には、ふじのくにフロンティア推進エリア認定要綱第6条の規定に基づき、推進エリアの変更手続きが必要となる。

(支援の特例)

第5条 県は、推進エリアの形成のため、新拠点区域に対して別表に掲げる支援を行うものとする。

別表（第5条関係）

ふじのくにフロンティア新拠点区域への支援^⑩の特例

- 1 企業の用地取得に対する補助率及び限度額の引上げ
- 2 市町等が行う工業用地の整備のうち市町が負担する公共施設整備に対する助成
- 3 設備投資等を行う中小企業への貸付に対する利子補給
- 4 事業者が行う豊かな暮らし空間を実現する住宅地整備のうち、市町が補助する公共施設整備に対する助成
- 5 開発地周辺農地の農業基盤整備等への支援

⑩ 新拠点区域への支援

- 新たに整備する拠点（新拠点区域）が推進エリアに位置付けられた場合に限り、推進区域に類するものとして、ふじのくにフロンティア推進エリア設置要綱第5条に規定する支援制度の活用が可能である。
- なお、推進エリアに位置付けられた既存拠点を拡充する場合においても、拡充部分は新拠点区域として同設置要綱第5条に規定する支援制度の活用が可能である。
- その他、推進エリア事業全体に対して、県総合政策課をワンストップ窓口として土地利用調整等の庁内調整を担い全庁的な支援を行うとともに、具体的な取組を踏まえ新たな支援策を検討する。
- 地域活性化総合特区の「規制・制度の特例措置」や「金融上の支援措置」、「財政上の支援措置」の活用については、総合特区計画に位置付けられたうえで活用が可能である。

●ふじのくにフロンティア推進エリア認定要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、ふじのくにフロンティア推進エリア設置要綱（令和元年5月10日施行）第3条の規定に基づき、推進エリアの認定に関し必要な事項を定めるものとする。

(認定要件)

第2条 推進エリアは、別表に掲げる認定基準を満たすものとする。

(認定申請^⑪)

第3条 推進エリアの認定を受けようとする市町は、ふじのくにフロンティア推進エリア認定申請書（様式第1号）を別に定める期日までに知事に提出するものとする。

⑪ 認定申請

- 認定申請にあたっては、円滑かつ迅速な認定を行うため、県（総合政策課・地域局・関係課）と十分な事前協議を行うことが望ましい。

(認定の審査等)

第4条 知事は、前条の申請書の提出があったときは、“ふじのくに”のフロンティアを拓く推進会議評価部会によりこれを審査し、推進エリアの認定を、ふじのくにフロンティア推進エリア認定通知書（様式第2号）により通知し、認定された推進エリアを公表する。

(市町の申請による変更・解除^⑫)

第5条 知事は、推進エリアの認定を受けた市町が社会情勢等の急激な変化等により、当初の計画の変更又は廃止を余儀なくされるなど相当の事由があるときは、ふじのくにフロンティア推進エリア認定変更（解除）申請書（様式第3号）により、推進エリアを変更し、又は認定を解除することができる。

(変更・解除の審査等)

第6条 知事は、前条の申請書の提出があったときは、これを審査し、ふじのくにフロンティア推進エリア認定変更(解除)通知書(様式第4号)により通知し、公表する。なお、この場合の審査及び公表は、第4条の規定を準用する。

(市町の申請によらない変更・解除^⑫)

第7条 知事は、認定を受けた推進エリアが第2条に適合しなくなつたと認めるとき^⑬は、審査の上、ふじのくにフロンティア推進エリア認定変更(解除)通知書(様式第5号)により当該推進エリアを変更し又は指定を解除し、公表することができる。なお、この場合の審査及び公表は、第4条の規定を準用する。

2 前項により当該推進エリアを変更し又は認定を解除する場合は、事前に市町の意見を聴取するものとする。

⑫ 変更・解除

- 推進エリアの変更・解除は、「“ふじのくに”のフロンティアを拓く推進会議評価部会」においてその内容を審査し、結果を公表する。

⑬ 第2条に適合しなくなつたと認めるとき

- 社会的情勢の変化や事業用地の取得難航などに伴い、推進エリアの形成に必要な拠点整備ができない場合等が想定される。

別表（第2条関係）

ふじのくにフロンティア推進エリア認定基準

認定基準	判断基準
全体構想に適合する取組や事業を行う推進エリア	防災・減災と地域成長の両立を目指す“ふじのくに”のフロンティアを拓く取組の基本理念に適合していること
適切な地域課題の分析と解決策が提示されている推進エリア	<p>地域の目指す姿とその実現のための具体的な取組を提示する<u>計画が策定されている</u>^⑭こと</p> <p>地域課題の分析と、革新的技術等を活用して都市的サービスを提供する拠点間相互の連携・補完を図る解決策の提示があること</p>
取組や事業の実施が確実な推進エリア	<p>実施が確実であることは、次の各号の総合的に勘案し判断する</p> <p>1号 推進エリア内において実施する事業については、令和元年度から<u>4年以内に確実な事業実施（着手）</u>^⑮が見込まれる等熟度が高いと認められること</p> <p>2号 市町及び関係者を構成員とし、実施事業に関する<u>合意形成の体制</u>^⑯が整っていること</p>

⑭ 計画が策定されている

- 推進エリアの認定申請にあたっては、「推進エリア計画」の策定が前提となる。この計画をもとに「ふじのくにフロンティア推進エリア認定申請概要調書」（認定申請書（様式第1号）に添付）を作成のうえ提出する。
- この「推進エリア計画」においては、圏域づくりの目指す姿を実現するための各拠点の位置付けや役割分担等を明確にするほか、計画を推進するための地域の合意形成を図る体制を明示する。

⑮ 4年以内に確実な事業実施（着手）

- 推進エリアでは、令和元年度から4年以内に事業着手するものとし、必ずしも完成を条件とはしていない。ただし、4年経過後の県支援措置（各種補助金等）に係る予算を担保するものではない。
- 事業着手とは、客観的にみて事業実現に向けて具体的な取組段階と認められる場合を指し、施設整備であれば実施設計を行う段階のことを意味する。

⑯ 合意形成の体制

- 推進エリア全体を網羅し合意形成ができる組織であれば、既存の組織を活用することも可能である。

●その他（Q & A）

Q 1	推進エリアの規模は	A 1	規模の要件は無いが、イメージとして、中心市街地と高規格幹線道路 I C 周辺地域等の双方を含むような規模の範囲を想定している。複数自治体にまたがる設定も可能である。
Q 2	推進エリアの形成に向けて、どのような支援を受けられるか	A 2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 推進エリアの計画策定費に係る助成制度 ・ アドバイザー派遣制度 等
Q 3	異なる分野の推進エリアが重なり合うことは有り得るか	A 3	本取組は長期的には重層的な推進エリアの形成により広域的な連携を目指すものであるため、異なる分野の推進エリアを重層的に設定することも有り得る。
Q 4	推進エリア計画として立地適正化計画をそのまま用いてもよいか	A 4	一般的な立地適正化計画には取組実現のための拠点の具体性が無いため、そのまま推進エリア計画に代えることは適さない。
Q 5	推進エリアの進捗管理や評価は	A 5	推進エリアに認定後は、県が各エリアの事業の進捗を取りまとめ外部評価を経て、内容を「ふじのくにのフロンティアを拓く取組推進会議（本部員会議）」において公表する。

静岡県 政策推進局 総合政策課 フロンティア推進班

住 所：〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号

電 話：054-221-2362

F A X：054-271-2750

電子メール：frontier@pref.shizuoka.lg.jp